

# 中川事務所新聞

## トピックス

### 【社会保険の特例改定】

社会保険料の計算の基礎となる標準報酬月額は、基本的に変更のあった月の4ヶ月後に改定されます。

このたびコロナ対策として、変更の翌月から改定される特例ができました。これにより、休業等で給料が減った場合は、翌月から社会保険料も下がることができます。これは事業主からの届出によって行われるので、該当される方は手続きをお忘れなく。



### 【家賃支援給付金】

持続化給付金の実施主体への追及のあおりで家賃支援給付金の実施が先延ばしになっています。事務局が決まらないので詳細は分からないます。

#### 現時点が分かっていること：

- ①5月～12月において、売上高が前年同月比50%以上減少または連続する3ヶ月の売上高が30%以上減少
- ②給付額は6ヶ月分、最大で法人は600万円、個人事業者は300万円

#### 予想される必要書類：

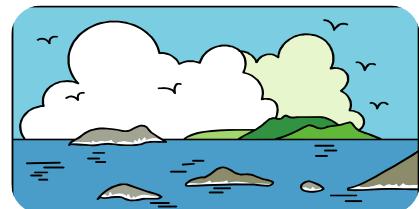
- ・賃貸借契約書
- ・賃料の支払いを証明するもの（通帳コピー等）
- ・法人事業概況説明書や青色申

### 告決算書

- ・売上減少を証明する台帳等
- 申請から給付までは2週間程度といわれています。該当する事業者は事前準備をしておきましょう。

### 【7月の事務予定】

- ・7月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・5月決算法人確定申告＆納税
- ・11月決算法人中間申告＆納税
- ・七夕
- ・変則夏休み



## 知ってお得！？ 法律雑学

### 【煽り運転さらに厳罰化】

まず、煽り運転とは何かが定義されました。

- ①車間距離を極端に詰める
- ②急な進路変更を行う
- ③急ブレーキをかける
- ④対向車線にはみ出す
- ⑤危険な追い越し
- ⑥執拗なクラクション
- ⑦執拗なパッシング
- ⑧幅寄せ、蛇行運転
- ⑨高速道路での低速走行
- ⑩高速道路での駐停車

そして、罰則については、

単に煽り運転をしただけで

- ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ・違反点数25点で一発免許取り消し
- となっています。

多くの人にとって好き嫌いで煽り運転をするということはないのでしょうか、知らずに煽り運転を誘発していることがあります。例えば、

- ・ブレーキをかけるのが遅くて車間距離が詰まってしまった

- ・やや無理な車線変更をしてしまった
- ・追い越し車線を走り続けたなど、相手が煽り運転をされたと思って反撃に出ることもあり得ます。

自分の運転が他者の煽り運転を誘発していないか自省することも必要でしょう。



# 経営談義

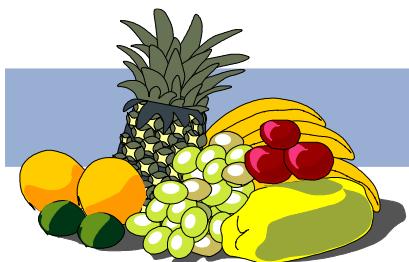
## 【明暗を分けたもの！】

コロナ対策の支援策は一とおり出揃いました。融資、給付金、補助金、助成金等々。弊社でも数多くのお手伝いをさせていただく過程で気付いたことがあります。

『普段からきちんとしていることがいかに重要であるか！！』ということです。

まずは財務面。

決算をはじめとして月々の数値管理ができているところは資料の提出が素早くできるので、各種申請においてもスムーズに実行まで辿り着くで



きました。

特に持続化給付金に関しては、世間で言われているような給付遅延は全くありませんでした。

融資に関しても明確な数値資料があったのですべてにおいて有利な条件を獲得することができました。

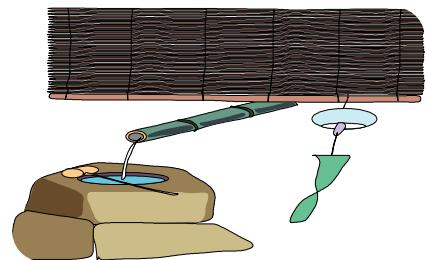
次に労務面。

こちらに関しては苦戦しているところ多いです。理由は日常的な労務管理ができていないことが原因です。特にタイムカードがないところに関しては、申請のスタートを切ることさえできません。

労務分野に関しては、コロナに限らず数多くの助成金があるのですが、やはり普段の労務管理ができていないと申請することができません。小

規模企業においては労務管理は非常に面倒なものです、これを放置していると逃しているチャンスも多いということに気付くべきでしょう。

コロナ禍をチャンスに変えるためにも、経営のすべての面においてきちんとしてすることを心がけましょう。今回は大目に見てもらった面が多くありました、今後もそうとは限りません。何かにつけてきちんとしておくことが、生き残りのための基本的な抵抗力になります。



も注意したいものですね。他の本性が現れます。他者との関係には常に気を配り、言動にはくれぐれ

ます。ついでに色々経営に役立つコンテンツを作つて公開しようとも考えてます。道具は揃ったのでは後は実行あるのみです。ZOOMを使って公開しようと思つています。ついでに色々経営

## あとがき



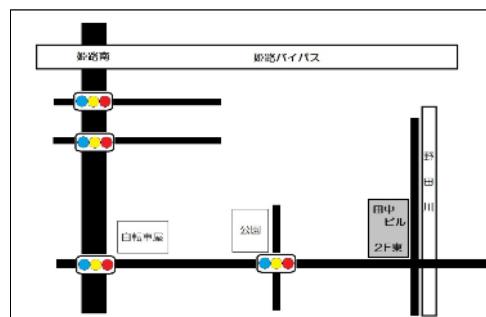
### 【経営理念】

統合参謀として企業・社会の発展に寄与すること

### 【業務案内】

中小企業向け経営支援  
事業再生コンサルタント  
財務コンサルタント

経営革新等認定支援機関  
**(株)アシスト・中川事務所**



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

079-228-5970

FAX 079-243-1233

